

安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

製品名 : エコヌリ
種類 : 水性塗布材料
主な用途 : 建築外装用塗布材料
会社名 : 株式会社アムールハウス
住所 : 〒501-0407 岐阜県本巣市仏生寺 868-266
担当 部門 : エコヌリ研究開発事業部 TEL : 058-337-0171
担当者 : エコヌリ研究開発事業部部長 FAX : 058-324-8511
作成者 : 佐野順一 作成・改正 : 2017年4月1日
ホームページアドレス <http://amuru-house.com/econuri/>
緊急連絡先 : エコヌリ研究開発事業部 TEL : 058-337-0171

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

GHS分類を評価した結果、GHS分類に該当した項目のみ表示しています。
表示の無い項目は、分類できない、区分外のいずれかに当たります。

(物理化学的危険性)

可燃性固体 : 区分外
自然発火性固定 : 区分外

(健康に対する有害性)

急性毒性 (経口) : 区分外
急性毒性 (経皮) : 区分外
急性毒性 (吸入 : 蒸気) : 区分対象外
急性毒性 (吸入 : ミスト) : 区分外
皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 区分1
呼吸器感作性 : 区分外
皮膚感作性 : 区分外
生殖細胞異変原性 : 区分外
発がん性 : 区分外
生殖毒性 : 区分外
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 区分1 臓器 (呼吸器系) の障害
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 区分外
吸引性呼吸器有害性 : 区分外

(環境に対する有害性)

水生環境急性有毒性

: 区分外

水生環境慢性有害性

: 分類できない

【GHSラベル要素】



【危険有害性情報】

- ・ 皮膚刺激
- ・ 重篤な眼の損傷
- ・ 臓器（呼吸器系）の障害
- ・ 長期にわたる又は反復暴露による臓器（肺）の障害のおそれ

【注意書き】

《予防策》

すべての安全注意をよく読み理解するまで取り扱わないこと。

保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

《応急処置》

火災の場合には適切な消火方法をとること。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合：水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚（又は毛髪）に付着した場合：すべての汚染された衣類を脱ぐこと、取り除くこと。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

ばく露又はその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。

《保管》

容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。

《廃棄》

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区分 : アクリルシリコンポリマーセメント系複合樹脂

成分及び含有量 :

化学名	CASNO.	含有量(Wt%)	化審法	備考
アクリルシリコン水性樹脂	—	20-30	—	—
精製水	7732-18-5	20-30	未設定	—
カルシウム鋳物混合粉	—	40-60	—	—

4. 応急処置

- 目に入った場合 : 15分以上多量の水で洗い流した後、出来るだけ早く医師の診察を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 水でよく口の中をすすぎ、多量の水を飲ませる。医師の診察を受ける。
- 吸引した場合 : 蒸気を吸い込んで気分が悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移動させて安静にし、休息させること。気分が悪い場合には医師の手当てをうける。
- 皮膚に付着した場合 : 付着した部分を布にて素早く拭き取り、大量の水及び石鹼で十分に洗い落とす。異常がある場合には速やかに医師の診察を受ける。

5. 火災時の措置

- 使用可能消火剤 : 二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
- 消火方法 : このもの自体に可燃性はないが、燃焼の際は火の元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。延焼の恐れのないよう水スプレーで周辺を冷却する。消火作業は風上から行い、場合によっては呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 除去方法 : 水または石鹼水を湿らせた布等で拭き取る。

7. 取り扱い及び保管上の注意

- 取扱 : 換気の良い場所で取扱い容器はその都度密栓する。
- 保管 : 雨水に濡らしたり、直射日光にさらしたりすることを避け、乾燥した換気のよいところに、常温で保管する。子供の手の届くところに保管しない。

8. 暴露防止及び保護措置

物質名	管理濃度	許容濃度		ACGIH(TWA)	ACGIH(STEL)
		ppm	mg/m ³		
カルシウム鉱物混合粉	設定されていない	設定されていない		5mg/m ³	—
				(水酸化カルシウムとして)	
アクリルシリコン水性樹脂	—	—		10mg/m ³ (total dust)	—
				(炭酸カルシウムとして)	

【設備対策】

取扱い設備は防爆型を使用する。

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行なうこと。

気中濃度を推奨された管理濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気その他の設備対策を使用する。

取扱い場所の近くには高温、発火源となるものを置かないような設備にする。

【保護具】

呼吸器の保護具：換気が十分でない場合には、製造業者が指定する呼吸用の保護具を着用すること。

手の保護具：適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具：適切な眼の保護具を着用すること。保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）

皮膚及び身体の保護具：適切な顔面用の保護具を着用すること。保護衣及び長靴を着用すること。

衛生対策：この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

形状	: 液体
色	: 指定色
臭気	: 無臭
pH	: 12
融点、凝固点	: 情報なし
沸点	: 情報なし
引火点	: なし
爆発限界(上限、下限)	: なし
蒸気圧	: 情報なし

蒸気密度 : 情報なし
 比重(20℃) : 約 1.4~1.5
 溶解度 : 乾燥後水に不溶

10. 安定性および反応性

安定性および反応性 : 化学的に安定

11. 有害性情報

	急性毒性			
	経口	吸入(蒸気)	吸入 (粉塵、ミスト)	経皮
カルシウム鉍物混合粉	区分外 ラット LD50 = 7000mg/kg に基づき、 区分外とした。	区分対象外	区分外	区分外
アクリルシリコン水性樹脂	区分外	区分外	区分外	区分外
	皮膚腐食性・刺激性	眼損傷・眼刺激	呼吸器感作成	皮膚感作成
カルシウム鉍物混合粉	区分2 強塩基性物質であるが、皮膚への影響は「中等度又は軽度」との記載から、区分2とした。皮膚刺激	区分1 本物質は眼に対して腐食性を示すとの報告や、非可逆的な傷害を与えるとの記載がある。以上の結果から、区分1とした。 重篤な目の損傷	区分外	区分外
アクリルシリコン水性樹脂	区分外	区分外	分類できない	区分外
	生殖細胞異変性	発がん性	生殖毒性	吸引性呼吸器有害性
カルシウム鉍物混合粉	区分外	区分外	区分外	区分外
アクリルシリコン水性樹脂	区分外	区分外	区分外	区分外
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)		特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	
カルシウム鉍物混合粉	区分1 ヒトの気道を刺激し肺水腫を引き起こすとの記載があることから、区分1(呼吸器)とした。		区分外 反復ばく露影響として分類する根拠は乏しいと判断した。	
アクリルシリコン水性樹脂	区分外		区分外	

12. 環境影響情報

残留性/分解性	: 現在のところ知見なし
生体蓄積性	: 現在のところ知見なし
生体毒性	: 現在のところ知見なし

13. 廃棄上の注意

関連法規並びに地方自治体の基準に従って廃棄する。

(残余廃棄物) 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。

容器及び包装容器は関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。容器を廃棄する場合は、内容物を除去する事。

14. 輸送上の注意

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。容器の漏れのないことを確かめ、転落、落下、損傷がないよう積み込み、崩れ防止を確実にすること。

危険有害性のない製品に分類され、安全上問題はないが、直射日光にさらしたり、水に濡れたりしないようにする。

国内法規則 陸上輸送：特段の規制なし。

(適用法令) 海上輸送：特段の規制なし。

航空輸送：特段の規制なし。

国際法規則 航空輸送：IATAの規則に従う。

海上輸送：IMDGの規則に従う。

国連分類・国連番号 非該当

品名 非該当

海洋汚染物質 非該当

特別の安全対策 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れの無いように積み込み、荷崩れの防止を確実に

15. 適用法令

国内適用法令

化審法 : 特定化学物質・監視化学物質に該当しない。

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき有害物

水酸化カルシウム

(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9)

(政令番号 第 317 号)

毒劇物及び劇物取締法 : 該当しない。

化学物質管理推進法(P R T R 法) : 該当しない。

消防法 : 該当しない。

船舶安全法 : 該当しない。

航空法 : 該当しない。

火薬類取締法 : 該当しない。

高圧ガス保安法 : 該当しない。

化学兵器禁止法 : 該当しない。

輸出貿易管理令 : 該当しない。

16. その他の情報

【注意】

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。また、注意事項は通常取り扱いの場合を対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご使用下さい。

またこの SDS は新しい知見により予告なく改訂することがあります。